

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 3
- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 5

◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 6
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 9

◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 13
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 18
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 22
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（2件）【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 26
- 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 29

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 31

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和4年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する同令の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和4年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正に伴い、公営住宅及び改良住宅の管理等に関する事務を処理するために執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和4年3月18日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和4年3月18日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項事務の欄中「事務」の次に「（公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務を除く。別表第2の32の項において同じ。）」を加える。

別表第2の10の項特定個人情報の欄第1号中「身体障害者福祉法」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は身体障害者福祉法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表の12の項事務の欄中「（昭和26年法律第193号）」を削り、同項特定個人情報の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の17の項事務の欄中「（昭和35年法律第84号）」を削り、同項特定個人情報の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の25の項特定個人情報の欄第1号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の27の項を次のように改める。

27 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
-------	---	--

別表第2の31の項特定個人情報の欄第2号中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同表の32の項特定個人情報の欄第1号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の35の項特定個人情報の欄第3号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同欄中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の37の項特定個人情報の欄第2号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第106号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第24項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条第2号」を「第13条第3号」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の31の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法別表第二主務省令第22条第1号に掲げる事務 北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第2条第1号の公営住宅の入居者又は同居者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (2) 番号利用法別表第二主務省令第22条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報
- (3) 番号利用法別表第二主務省令第22条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (4) 番号利用法別表第二主務省令第22条第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (5) 番号利用法別表第二主務省令第22条第5号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (6) 番号利用法別表第二主務省令第22条第6号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (7) 番号利用法別表第二主務省令第22条第7号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (8) 番号利用法別表第二主務省令第22条第8号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (9) 番号利用法別表第二主務省令第22条第9号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (10) 番号利用法別表第二主務省令第22条第10号に掲げる事務 第

1号に掲げる情報

第10条第1号ア中「(昭和35年法律第37号)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 条例第3条第3項の規定により定める法別表第2の54の項第4欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 番号利用法別表第二主務省令第28条第1号に掲げる事務 北九州市営住宅条例第2条第2号の改良住宅の入居者又は同居者(第5号イにおいて「改良住宅入居者等」という。)に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (2) 番号利用法別表第二主務省令第28条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報
- (3) 番号利用法別表第二主務省令第28条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (4) 番号利用法別表第二主務省令第28条第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報
- (5) 番号利用法別表第二主務省令第28条第5号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 第1号に掲げる情報

イ 改良住宅入居者等に係る市民税に関する情報

第11条第1号ア中「、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者(当該者が養育者である場合に限る。)、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)」を削る。

第12条第1号中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子」を削り、同条第2号中「第37条第3号」を「第37条第4号」に改め、「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子」を削る。

第13条第1号及び第2号中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項及び第12条第4項において準用する同令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と

生計を同じくする子」を削り、同条第3号中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第323号）附則第4条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第11号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中エをカとし、ウをオとし、イをウとし、その次に次のように加える。

エ 要保護者等に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第10条第1号ア中「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）」を「要保護者等」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第12条第1号イを同号ウとし、同号ア中「北九州市営住宅条例第2条第1号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この号において「公営住宅入居者等」という。）」を「公営住宅入居者等」に、「ア」を「イ」に、「の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「の中国残留邦人等支援法」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 北九州市営住宅条例第2条第1号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この号において「公営住宅入居者等」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第16条第1号中「（昭和35年法律第37号）」を削る。

第17条第1号イを同号ウとし、同号ア中「北九州市営住宅条例第2条第2号の改良住宅の入居者又は同居者（以下この号及び第32条において「改良住宅入居者等」という。）」を「改良住宅入居者等」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 北九州市営住宅条例第2条第2号の改良住宅の入居者又は同居者（以

下この号において「改良住宅入居者等」という。)に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第17条第3号を同条第6号とし、同号の次に次の4号を加える。

(7) 北九州市営住宅条例第43条第1項の規定による使用料の決定に関する事務 第5号に掲げる情報

(8) 北九州市営住宅条例第43条第4項の付加使用料の決定に関する事務 第5号に掲げる情報

(9) 北九州市営住宅条例第43条第5項において準用する同条例第14条の規定による付加使用料の減免又は徴収の猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

(10) 北九州市営住宅条例第45条第1項の規定による収入超過者の認定に関する事務 第5号に掲げる情報

第17条第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 北九州市営住宅条例第41条において準用する同条例第23条第1項の同居の承認又は同条例第41条において準用する同条例第24条第1項の入居の承継の承認に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 北九州市営住宅条例第41条において準用する同条例第32条の規定による収入超過者又は高額所得者に対する住宅のあっせん等に関する事務 第1号アに掲げる情報

第17条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 北九州市営住宅条例第41条において準用する同条例第14条の使用料の減免又は徴収の猶予に関する事務 前号に掲げる情報

第25条第1号中エをカとし、ウをオとし、イをウとし、その次に次のように加える。

エ 要支援者等に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第25条第1号ア中「中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付又は平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者(以下この号において「要支援者等」という。)」を「要支援者等」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付又は平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この号において「要支援者等」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第27条を次のように改める。

第27条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の健康増進事業（健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第1号、第2号及び第6号に掲げる事業に限る。）の自己負担額の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

第32条中第1号から第7号までを削り、同条第8号中カをクとし、オをキとし、エをカとし、同号ウ中「就労自立給付金関係情報」を「生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報（第35条第1号ケにおいて「就労自立給付金関係情報」という。）」に改め、同号ウを同号オとし、同号イを同号ウとし、その次に次のように加える。

エ その他住宅入居者等に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第32条第8号ア中「北九州市営住宅条例第2条第3号のその他住宅の入居者又は同居者（以下この号において「その他住宅入居者等」という。）」を「その他住宅入居者等」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 北九州市営住宅条例第2条第3号のその他住宅の入居者又は同居者（以下この号において「その他住宅入居者等」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第32条第8号を同条第1号とし、同条第9号中「ウ、オ及びカ」を「オ、キ及びク」に改め、同号を同条第2号とし、同条第10号中「第8号」を「第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第11号中「第8号」を「第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第12号中「第8号」を「第1号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第13号中「第9号」を「第2号」に改め

、同号を同条第6号とし、同条第14号中「第9号」を「第2号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第15号中「第8号」を「第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第16号中「第9号」を「第2号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第17号中「第8号（エ）」を「第1号（カ）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第18号中「第9号」を「第2号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第19号中「第8号」を「第1号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第20号中「第9号」を「第2号」に改め、同号を同条第13号とする。

第35条第1号中ツをニとし、チをトとし、その次に次のように加える。

ナ 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

第35条第1号中タをテとし、ケからソまでをシからツまでとし、クをコとし、その次に次のように加える。

サ 要保護者等に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

第35条第1号中キをケとし、カをキとし、その次に次のように加える。

ク 要保護者等に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第35条第1号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 要保護者等に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第37条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第37条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 88 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項及び第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第 51 条第 1 号及び第 51 条の 30 第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号及び第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション p a n d a 北九州市小倉南区下城野二丁目 5 番 11 号大喜ビル 206 号	合同会社 L M N 代表社員 福島直記 福岡県行橋市大字草野 30 番地 2	特定無し	4017702095

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション p a n d a 北九州市小倉南区下城野二丁目 5 番 11 号大喜ビル 206 号	合同会社 L M N 代表社員 福島直記 福岡県行橋市大字草野 30 番地 2	特定無し	4017702095

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
あいふろいで小倉A型 北九州市小倉北区浅野二丁目18番15-503号	株式会社あいふろいで 代表取締役社長 船田愛 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	特定無し	4017801715
みどりの風 北九州市戸畑区銀座二丁目6番45号	社会福祉法人緑和会 理事長 渡邊 緑 北九州市八幡西区八千代町13番11号	精神障害者	4016400600

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
月うさぎ就労支援センター 北九州市若松区畠田三丁目5番36号	有限会社秀プランニング 代表取締役 山菅秀夫 千葉県松戸市根本171番地の4	知的障害者及び精神障害者	4016500516
みどりの風 北九州市戸畑区銀座二丁目6番45号	社会福祉法人緑和会 理事長 渡邊 緑 北九州市八幡西区八千代町13番11号	特定無し	4016400600

(5) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 びり〜ぶ 北九州市門司区	株式会社 F s t a g e 代表取締役 野内隆成 北九州市小倉北区赤坂三	障害児	4037600097

白野江二丁目1 2番18号	丁目11番33号		
相談支援センターさんふらわー 北九州市八幡西区山寺町6番5号クレスト黒崎502号	合同会社サンフラワー 代表社員 花田浩之 北九州市八幡西区山寺町6番5号クレスト黒崎502号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4036700302

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ブロッサムジュニア 小倉霧ヶ丘教室 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目18番5号アースコート霧ヶ丘コーポラス211号	株式会社ワークワズ 代表取締役 森田秀樹 福岡県行橋市中央一丁目3番6号	重症心身障害児以外	4057800080
こどもデイサービス ほほえみのき 北九州市小倉南区長行東二丁目19番8号	合同会社ほほえみ 代表社員 小松恵子 北九州市八幡東区松尾町17番9-603号	重症心身障害児	4057700140
こどもデイサービス にこり八幡 北九州市八幡西区則松七丁目9番23号	特定非営利活動法人にこり 理事長 松丸実奈 福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目4番24号	重症心身障害児	4056700158
星ノ学園 戸畑	株式会社 i Q	重症心身障	4056400064

校 北九州市戸畑区 千防三丁目5番 5号201号	代表取締役 彦田貴志 北九州市小倉南区中曾根 東三丁目6番6号	害児以外	
-----------------------------------	---------------------------------------	------	--

(7) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ブロッサムジュニア 小倉霧ヶ丘教室 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目18番5号アースコート霧ヶ丘コーポラス211号	株式会社ワークワーズ 代表取締役 森田秀樹 福岡県行橋市中央一丁目3番6号	重症心身障害児以外	4057800080
こどもデイサービス ほほえみのき 北九州市小倉南区長行東二丁目19番8号	合同会社ほほえみ 代表社員 小松恵子 北九州市八幡東区松尾町17番9-603号	重症心身障害児	4057700140
こどもデイサービス にこり八幡 北九州市八幡西区則松七丁目9番23号	特定非営利活動法人にこり 理事長 松丸実奈 福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目4番24号	重症心身障害児	4056700158
星ノ学園 戸畑校 北九州市戸畑区千防三丁目5番5号201号	株式会社 i Q 代表取締役 彦田貴志 北九州市小倉南区中曾根東三丁目6番6号	重症心身障害児以外	4056400064

(8) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 びり～ぶ 北九州市門司区 白野江二丁目1 2番18号	株式会社 F s t a g e 代表取締役 野内隆成 北九州市小倉北区赤坂三 丁目11番33号	特定無し	4077600015

2 指定年月日

令和3年9月1日

北九州市告示第 89 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので法第 51 条 1 号及び児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーサービス まごの手 北九州市小倉南区中曾根東一丁目 2 番 1 号曾根スカイマンション 1 階	株式会社 I . J . P R I D E 代表取締役 都留栄子 北九州市小倉南区曾根新田南一丁目 5 番 8 号	特定無し	4017702103
ヘルパーステーション 絆 北九州市小倉南区八重洲町 1 1 番 2 7 号 2 階	合同会社 J O B 代表社員 中間賀津子 北九州市小倉南区八重洲町 1 1 番 2 7 号 2 階	特定無し	4017702111
訪問介護 a n n 北九州市八幡西区鉄王一丁目 7 番 1 4 号	株式会社ペルソナ 代表取締役 金礪賢爾 北九州市八幡西区鉄王一丁目 7 番 1 4 号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4016701791

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主	事業の主たる対象者	事業所番号

地	たる事務所の所在地		
ヘルパーサービス まごの手 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号曾根スカイマンション1階	株式会社 I . J . P R I D E 代表取締役 都留栄子 北九州市小倉南区曾根新田南一丁目5番8号	特定無し	4017702103
ヘルパーステーション 絆 北九州市小倉南区八重洲町11番27号2階	合同会社 J O B 代表社員 中間賀津子 北九州市小倉南区八重洲町11番27号2階	特定無し	4017702111
訪問介護 a n n 北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	株式会社ペルソナ 代表取締役 金礪賢爾 北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4016701791

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーサービス まごの手 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号曾根スカイマンション1階	株式会社 I . J . P R I D E 代表取締役 都留栄子 北九州市小倉南区曾根新田南一丁目5番8号	特定無し	4017702103

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
R a c i n e (株式会社 T E R R A - S	特定無し	4016600621

ラシーネ) 北九州市八幡東 区祇園一丁目6 番2-101号	代表取締役 藤井千恵 北九州市八幡東区祇園一 丁目6番2号		
--	-------------------------------------	--	--

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
R a c i n e (ラシーネ) 北九州市八幡東 区祇園一丁目6 番2-105号	株式会社TERRA-S 代表取締役 藤井千恵 北九州市八幡東区祇園一 丁目6番2号	特定無し	4016600621

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
こどもデイサー ビス WAKU WAKU 北九州市八幡西 区陣原五丁目1 0番32号KR ビル2階右	合同会社エイト 代表社員 成田雄亮 北九州市八幡西区泉ヶ浦 二丁目22番6号	重症心身障 害児以外	4056700166

(7) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
こどもデイサー ビス WAKU WAKU 北九州市八幡西 区陣原五丁目1 0番32号KR	合同会社エイト 代表社員 成田雄亮 北九州市八幡西区泉ヶ浦 二丁目22番6号	重症心身障 害児以外	4056700166

ビル 2 階右			
---------	--	--	--

2 指定年月日

令和 3 年 1 0 月 1 日

北九州市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
らいと・hope 北九州市八幡西区的場町1番17号	一般社団法人光 代表理事 小野光代 北九州市戸畑区新川町2番20号	特定無し	4016701817

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
らいと・hope 北九州市八幡西区的場町1番17号	一般社団法人光 代表理事 小野光代 北九州市戸畑区新川町2番20号	特定無し	4016701817

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号

ヘルパーステーション ススム 北九州市八幡西区香月西三丁目 11番9号	合同会社進 代表社員 大木祐弥 北九州市八幡西区香月西三丁目11番9号	特定無し	4016701544
---	---	------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ルッカのつばさ 北九州市八幡西区町上津役東三丁目1番8号	有限会社つばさ 取締役 渡辺衣生 北九州市八幡西区町上津役東三丁目1番8号	特定無し	4016701783

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労継続支援B型 玉響（たまゆら） 北九州市小倉北区宇佐町一丁目12番5号MSKビル1階	株式会社サポートハウス小倉 代表取締役 玉井真紀子 北九州市小倉北区宇佐町一丁目5番1号	特定無し	4017801723
青空市場BUーBUー三萩野 北九州市小倉北区三萩野二丁目4番24号ハニーハイツ三萩野101	株式会社DARUMA. 代表取締役 大中義弘 北九州市小倉北区昭和町15番16-1号	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017801731
就労継続支援B	株式会社シャイニングラ	特定無し	4016701809

型事業所 かが やき工房 北九州市八幡西 区船越三丁目6 番6号	イフ 代表取締役 永山輝全 北九州市八幡西区馬場山 原7番17号		
--	---	--	--

(6) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援事業所 SE 北九州市小倉南 区城野一丁目1 5番45号コー ポ中城野102 号室	I Z U M I 合同会社 代表社員 今泉仁志 北九州市小倉南区城野一 丁目11番10号	特定無し	4037700483

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
こどもデイサー ビス A E L L (あえる) 北九州市小倉北 区上富野三丁目 13番8号大商 ビル101	株式会社 A E L L 代表取締役 甲斐邦彦 北九州市門司区大久保二 丁目2番12号	重度心身障 害児以外	4057800098
ぐろーういんぐ はーと 北九州市八幡西 区的場町1番1 7号	一般社団法人光 代表理事 小野光代 北九州市戸畑区新川町2 番20号	重症心身障 害児以外	4056700174

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
こどもデイサービス A E L L (あえる) 北九州市小倉北区上富野三丁目13番8号大商ビル101	株式会社 A E L L 代表取締役 甲斐邦彦 北九州市門司区大久保二丁目2番12号	重度心身障害児以外	4057800098

(9) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 S E 北九州市小倉南区城野一丁目15番45号コーポ中城野102号室	I Z U M I 合同会社 代表社員 今泉仁志 北九州市小倉南区城野一丁目11番10号	特定無し	4077700062

2 指定年月日

令和3年11月1日

北九州市告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
恵友会ヘルパー ステーション 北九州市小倉北 区霧ヶ丘三丁目 9番20号	医療法人社団恵友会 理事長 津田 徹 北九州市小倉北区霧ヶ丘 三丁目9番20号	身体障害者	4017800220

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
恵友会ヘルパー ステーション 北九州市小倉北 区霧ヶ丘三丁目 9番20号	医療法人社団恵友会 理事長 津田 徹 北九州市小倉北区霧ヶ丘 三丁目9番20号	身体障害者	4017800220

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
恵友会ヘルパー ステーション 北九州市小倉北 区霧ヶ丘三丁目 9番20号	医療法人社団恵友会 理事長 津田 徹 北九州市小倉北区霧ヶ丘 三丁目9番20号	身体障害者	4017800220

ヘルパーステーション夢ひろば 北九州市八幡東区尾倉一丁目1 4番25号2階	福岡県高齢者福祉生活協 同組合 代表理事 森元茂利 福岡市博多区店屋町3番 23号サカタビル2階	特定無し	4016600084
---	--	------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みどりの風 北九州市戸畑区 銀座二丁目6番 35号	合同会社緑風会 代表社員 渡邊 緑 北九州市戸畑区銀座二丁 目6番35号	特定無し	4016400485

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みどりの風 北九州市戸畑区 銀座二丁目6番 35号	合同会社緑風会 代表社員 渡邊 緑 北九州市戸畑区銀座二丁 目6番35号	特定無し	4016400485

2 廃止年月日

令和3年8月31日

北九州市告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーサービスまごの手 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号	株式会社インコムジャパン 代表取締役 藤井豊美 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号	身体障害者、知的障害者及び障害児	4017700248
訪問介護 a n n 北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	合同会社エターナル 代表社員 坂本恵子 北九州市八幡西区陣原三丁目24番11-208号	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児	4016701643

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーサービスまごの手 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号	株式会社インコムジャパン 代表取締役 藤井豊美 北九州市小倉南区中曽根東一丁目2番1号	身体障害者及び知的障害者	4017700248

2 廃止年月日

令和3年9月30日

北九州市告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第2項及び第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第1項第2号及び第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 あじさい 北九州市若松区 東畑町1番6号	特定非営利活動法人あじさい 理事長 内山紘介 北九州市若松区東畑町1番6号	特定無し	4036500082

(2) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 あじさい 北九州市若松区 東畑町1番6号	特定非営利活動法人あじさい 理事長 内山紘介 北九州市若松区東畑町1番6号	特定無し	4036500082

(3) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 あじさい	特定非営利活動法人あじさい	特定無し	4036500082

北九州市若松区 東畑町1番6号	理事長 内山紘介 北九州市若松区東畑町1 番6号		
--------------------	--------------------------------	--	--

(4) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援事業所 あじさい 北九州市若松区 東畑町1番6号	特定非営利活動法人あじ さい 理事長 内山紘介 北九州市若松区東畑町1 番6号	特定無し	4076501529

2 廃止年月日

令和3年10月31日

北九州市交通局管理規程第 4 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 8 日

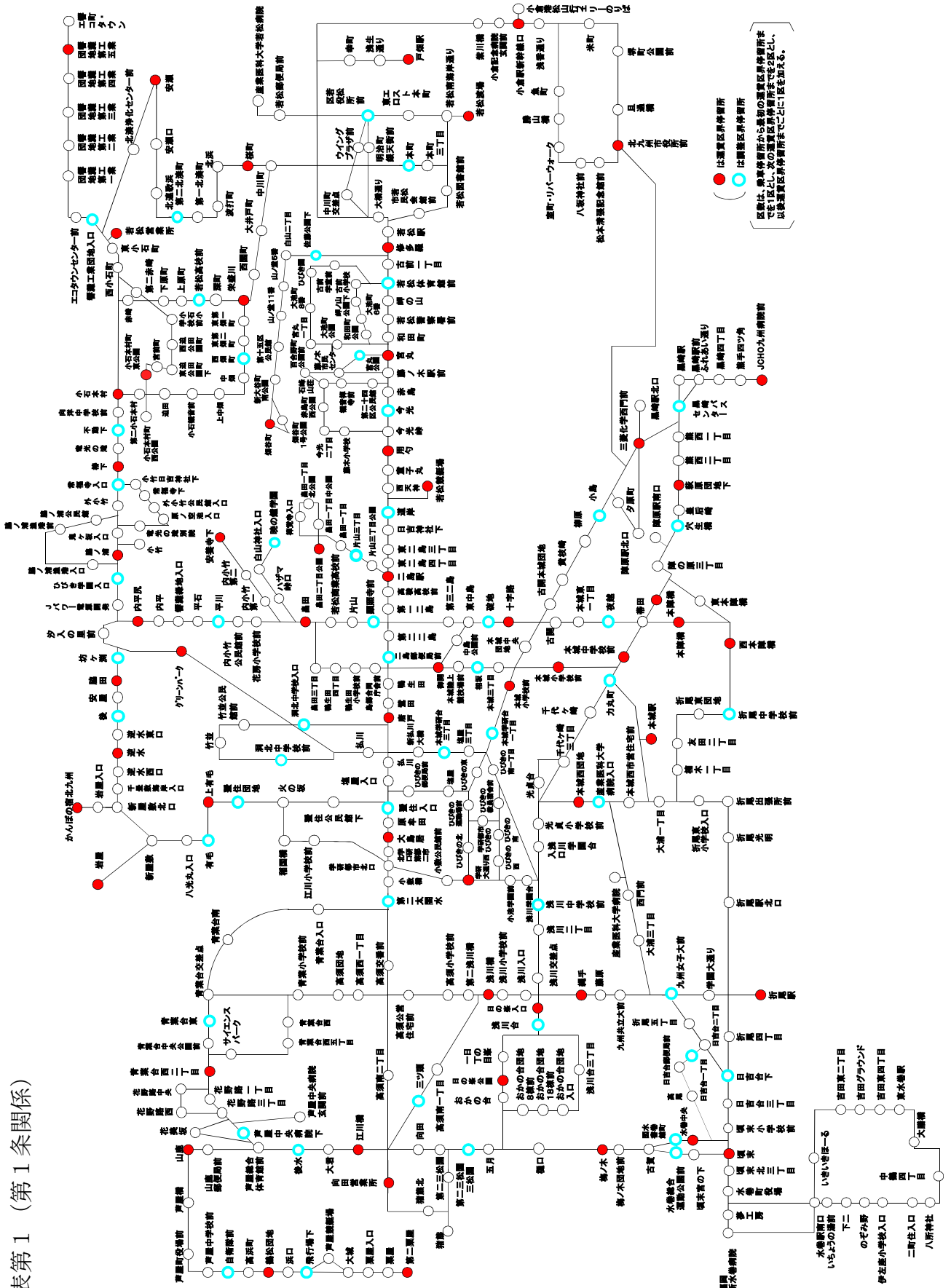
北九州市交通局長 福 本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

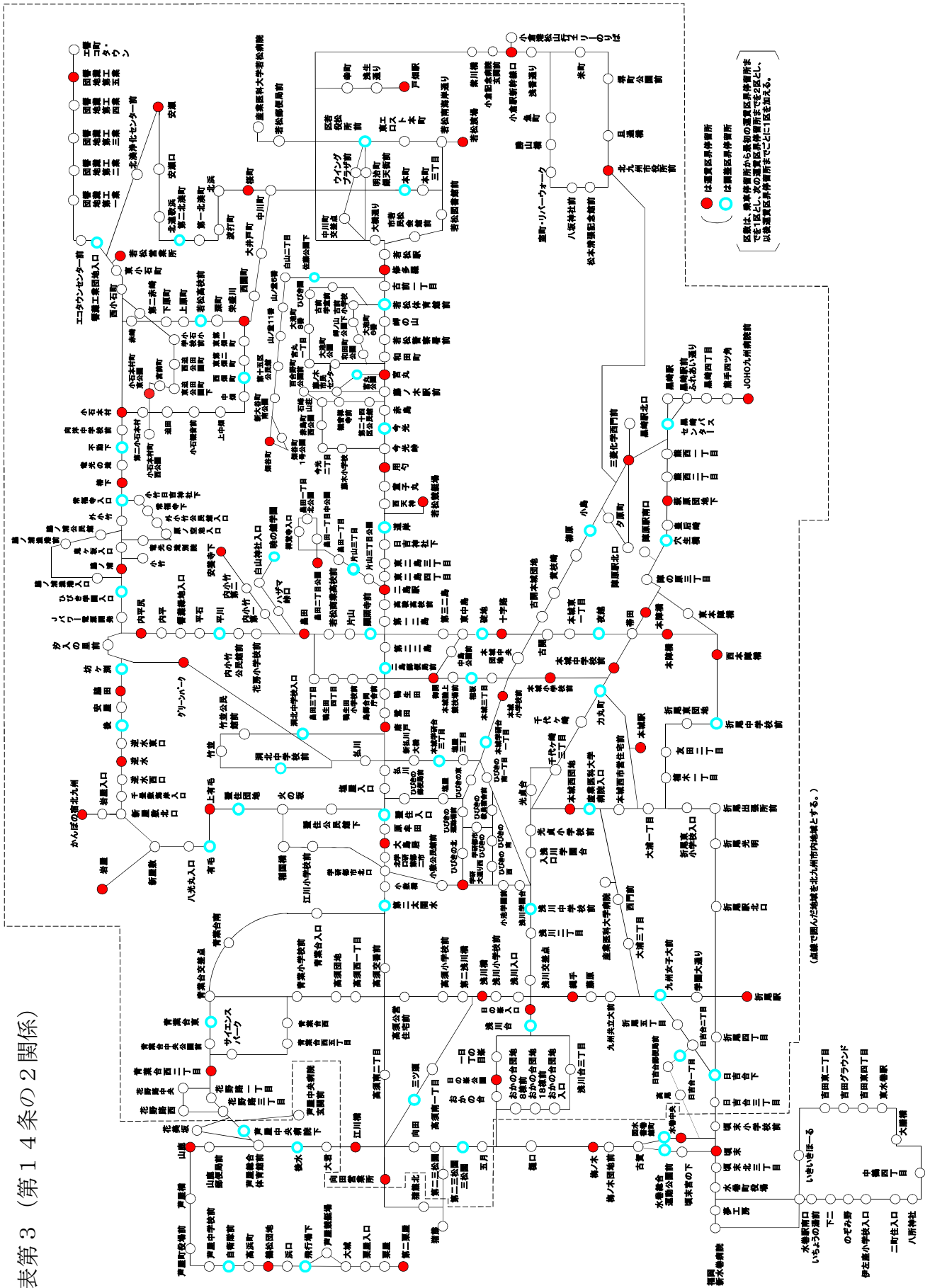
別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

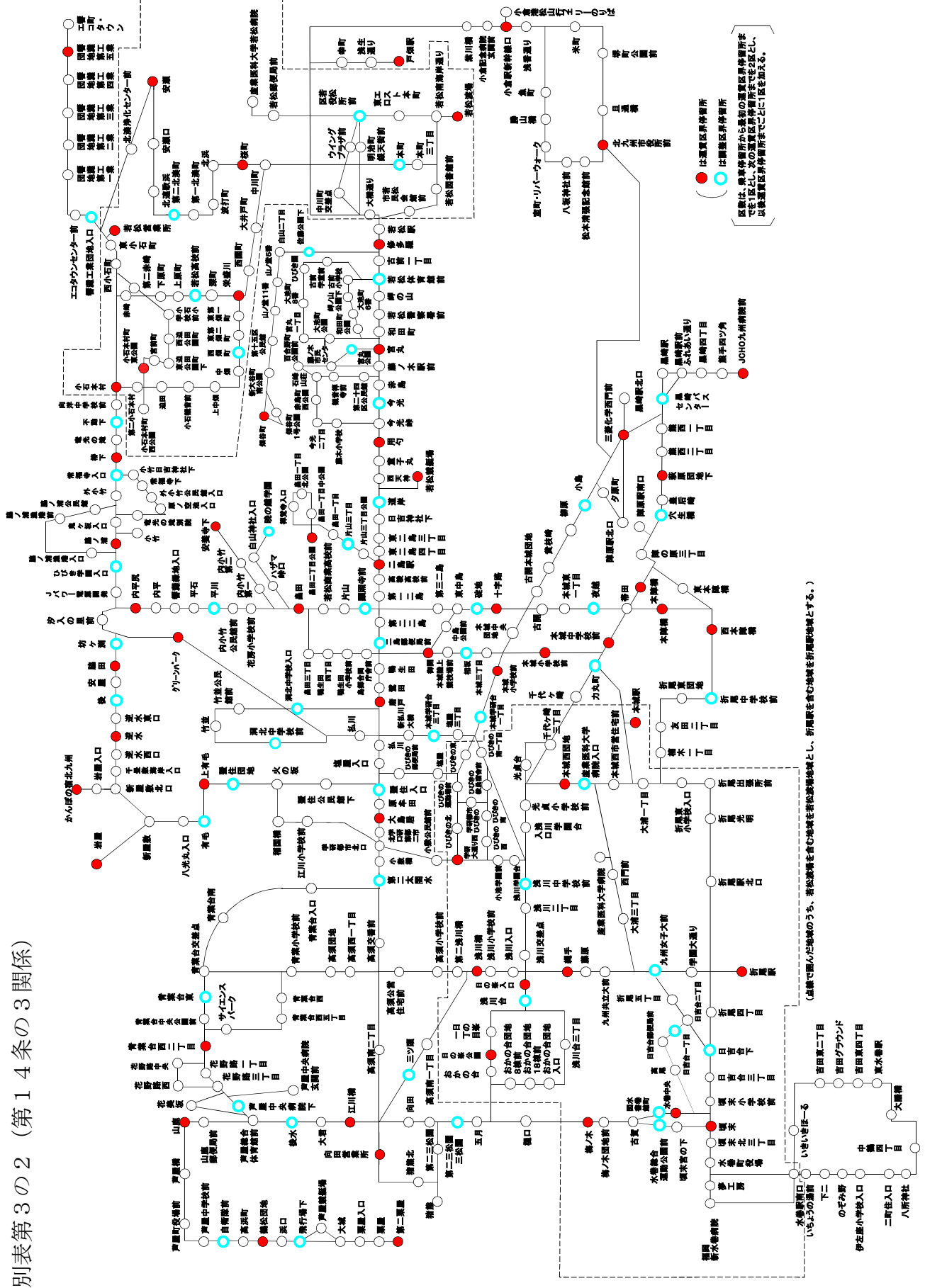


別表第3及び別表第3の2を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。